

天童市における「地方税法第422条の3の規定による通知書」の無料交付の廃止に関するお知らせ

天童市が山形地方法務局に対して通知している土地又は家屋の価格通知（地方税法第422条の3）が令和8年10月1日から電子化されます。

これに伴い、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請における登録免許税の算出については、令和8年10月1日以降、以下のとおり手続が一部変更となりますので、ご注意ください。

天童市内の不動産（土地・建物）について、これまで所有権移転登記等の登記申請を行う際に利用されていた、山形地方法務局登記部門が交付する固定資産価格通知依頼書による「地方税法第422条の3の規定による通知書」の無料交付が、令和8年9月30日をもって廃止されます。

そのため「地方税法第422条の3の規定による通知書」に代わるものとして、今後の登記手続においては、①「固定資産税課税明細書（納税通知書に同封）」を使用します。

なお、上記明細書がない場合には、天童市が発行する有料の②「固定資産評価証明書」や③「名寄帳の写し」等を取得することによって不動産の評価額が確認できます。

※「固定資産評価証明書」や「名寄帳の写し」の請求方法につきましては、天童市役所総務部税務課固定資産税係（Tel 023-654-1111）にお問い合わせください。

登記申請を行う際には、①「固定資産税課税明細書」、②「固定資産評価証明書」、③「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産の課税標準価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくとともに、申請書にこれらの写しを添付していただくようお願いいたします。

未登記の土地（年内に地目変更をした土地を含む。）については、これまでどおり登記官の依頼による天童市宛ての固定資産価格通知依頼書により取得した「地方税法第422条の3の規定による通知書」（無料）を取得することができます（この書類は原本添付が必要となります。）。

なお、固定資産価格通知依頼書は、所有者等が登記申請に使用する場合のみ、法務局において交付します（交付の際は、本人確認書類及び登記原因を証する情報の提示をお願いします。）。

令和8年9月

山形地方法務局登記部門
Tel 023-625-1619